

市民運動公園ソフトボール場における野球での利用について

ソフトボール場の利用を促進させるため利用規定の一部を以下のとおりに変更します。

1 貸出し条件について

野球競技の場合は以下の条件で利用可能とします。

①軟式野球の場合

- ・小学4年生以下までの練習の利用とする。

※基本的にボールが周囲ネットおよび外野フェンスを越えないこと。

※特に、バッティング練習を行う場合は、安全対策として数名フェンス外に人を配置すること。また、フェンス外利用者の安全を確認すること。

- ・小学5年生以上から一般(中学生・高校生等含む)の利用は、キャッチボールやランニング、内野のみのシートノック練習等とすること。

また、バッティング練習は不可とし、素振り程度は可能とする。

※基本的にはボールが周囲ネットおよび外野フェンスを越えないこと。

※硬式野球ではご利用できません。

2 貸出し方法（申込期間）

- ①ソフトボールでの利用を優先とし、下記期間で公共施設予約システムから申込とする。

利用月の1ヶ月前の5日以降より受付します。

(例：5/1 を利用する場合、4/5 から受付開始)

※これより前に申込されても許可しません。(取り消しします。)

3 利用上の注意

- ①ピッチャープレート、塁ベースは既存の位置で利用すること。

新たに設置したり、既存の位置から変更しないこと。

- ②ソフトボール場では近隣住民に十分な配慮が必要となることから、大声を出しての練習を禁止します。

4 その他の貸出し上の注意

- ①当日は利用時間を原則とし、雨天の場合は利用不可とする。

(市民球場・市民スポーツ広場 等と条件同じ)

- ②当日に雨が降っていなくてもグラウンドコンディションが悪い場合は利用不可とする。

(利用後に現状復旧が見込めない場合は利用不可)